

## 福岡市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

**第1条** 本方針は、福岡市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、もって環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** 本方針における「環境に配慮した電力調達契約」とは、福岡市が行う電力調達契約の一般競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境配慮評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象)

**第3条** 本方針は、福岡市が一般競争入札により電力を調達する際に適用する。

(評価項目)

**第4条** 本方針における環境配慮評価項目は、次のとおりとする。

(1) 必須項目

① 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報の開示状況

(2) 基本項目

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況

(3) 加点項目

- ① 環境マネジメントシステムの導入状況
- ② 省エネに係る情報提供
- ③ 簡易的デマンドリスポンスの取組
- ④ 地域における再エネの創出・利用の取組

(入札参加資格の要件)

**第5条** 本方針における入札参加資格要件は、次の各号の規定を全て満たしていること。

(1) 前条に定める必須項目について、別に定める評価基準を満たしていること。

(2) 前条に定める基本項目および加点項目について、前号の評価基準により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(評価)

**第6条** 本方針が適用される電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境配慮評価項目について、前条の評価基準により評価点の算定等を行い、その評価点等を別に定める評価報告書に記載し、入札毎に定める期限までに福岡市長に提出するものとする。

2 福岡市は、各電気事業者から提出された前項の評価報告書の内容を確認し、各電気事業者の入札参加資格の有無を判定する。

(事業者の努力)

**第7条** 福岡市と契約を行った電気事業者は、契約期間中においても、入札参加時の環境配慮の水準を維持しながら電力を供給するよう努めるものとする。

2 前項の電気事業者は、福岡市から環境配慮の状況について説明や関係書類の提出を求められた場合は、可能な限り応じるものとする。

(その他)

**第8条** 本方針により定めるもののほか、一般競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この方針は、平成29年2月1日から施行する。
- 3 この方針は、平成30年2月1日から施行する。
- 4 この方針は、令和4年6月1日から施行する。
- 5 この方針は、令和5年11月1日から施行する。